

山 口 県
学校における働き方改革加速化プラン
【第3期】

令和6年（2024年）4月
（令和8年（2026年）4月改訂）

山口県教育委員会

－ 目 次 －

I 策定(改訂)に当たって	P 1
II これまでの取組の状況	P 2
III 目標・推進指標・期間	P11
IV 取組の推進体制	P13
V 取組の柱	P14
VI 具体的な取組内容	P15
VII 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用	P35

I 策定（改訂）に当たって

県教育委員会では、令和3年7月に「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」を改訂し、目標として「時間外在校等時間の上限方針の遵守『月45時間、年360時間を超える教員の割合を0（ゼロ）%に近づける。』」を掲げ、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市町教育委員会と連携しながら、業務の見直し・効率化、勤務体制等の改善や学校支援人材の活用などに取り組んできました。

これまでの取組により、ICTの活用による業務の効率化や外部人材の活用等が進み、時間外在校等時間が全ての校種で減少するなど、一定の成果が得られたものの、依然として多くの教員が時間外在校等時間の上限を超えて勤務している状況にあり、文部科学省の教員勤務実態調査（2022（令和4）年度）においても、長時間勤務の教員が多いことが明らかになっています。

こうした中、令和5年8月に、中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会において「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられました。この提言では、「今般の改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることにあり、そのことを常に原点としながら改革を進めていく」ことが求められています。

県教育委員会では、子どもたちに質の高い教育活動を行うことができる環境をめざし、学校における働き方改革がより実効性のあるものとなるよう、これまでのプランに基づく取組の効果と課題を整理し、今後の学校における働き方改革の方向性を取りまとめ、新たなプランを策定し、また、令和7年6月、文部科学省の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正により、教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が求められたことに伴い、プランの一部改訂を行いました。

市町教育委員会や学校現場の教職員、その他関係機関の皆様、さらには保護者や地域の皆様方におかれましては、本プランの趣旨を御理解いただき、共に取組を進めていただきますようお願いいたします。

II これまでの取組の状況（プラン改訂：令和3年7月）

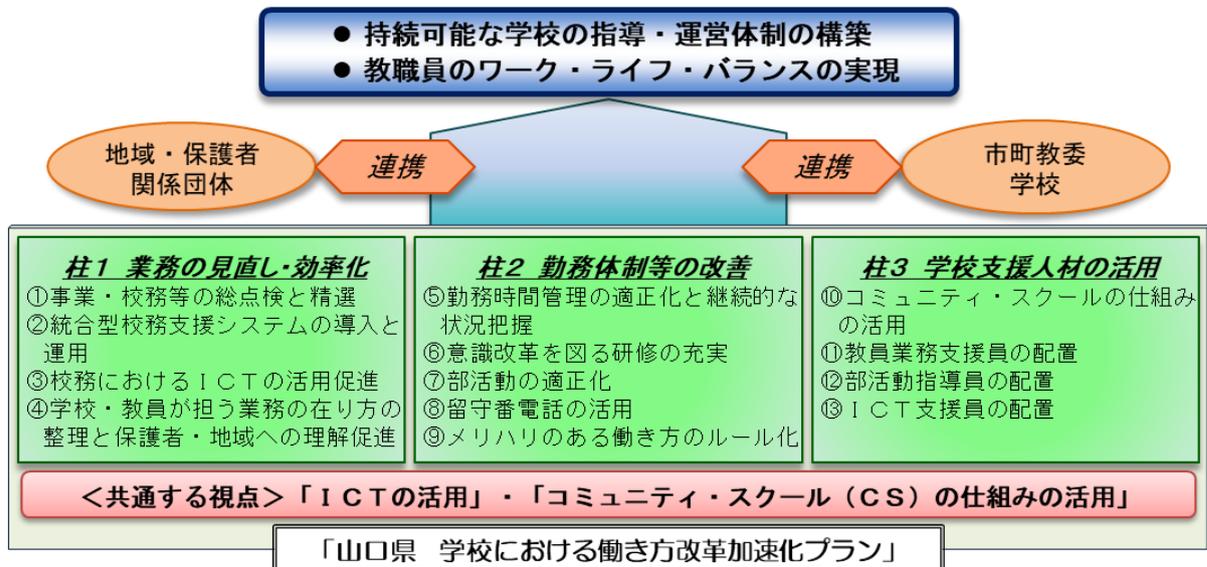
1 目標

時間外在校等時間の上限方針の遵守

「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0^{ゼロ}%に近づける。」

2 改訂プランによる取組

- 持続可能な学校の指導・運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、これまでのプランの3つの柱「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」を継承
- これまでのプランに基づく取組の状況や効果と課題を踏まえ、3つの柱の下、13の取組を設定
- 「ICTの活用」と「コミュニティ・スクールの仕組みの活用」を各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進



《参考》

H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
第1期 プラン 策定 (H30.3)	【目標】 平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減 ※ 平成31年度の教員の時間外業務時間を、平成28年度比30%減とする。			第2期 プラン 策定 (R3.7)	【目標】 時間外在校等時間の上限方針の遵守 「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0(ゼロ)%に近づける。」	

3 各取組の状況（令和3年度～令和5年度）

柱1. 業務の見直し・効率化

① 事業・校務等の総点検と精選

[具体的取組]

ア 各種会議・諸調査の精選・簡素化【毎年度実施】

- 県教育委員会各課・室が開催する会議の一体的な開催や各課・室による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合を実施

≪学校の業務として教員が出席する会議≫

- ・ R3：廃止（3会議）、内容・参加者の縮減（2会議）、感染症対応やオンラインでの開催（31会議）
- ・ R4：廃止（4会議）、回数・日程の削減（1会議）、内容や参加者を縮減（1会議）、感染症対応やオンラインでの開催（23会議）
- ・ R5：廃止（2会議）、回数・日程の削減（1会議）、内容や参加者を縮減（4会議）、感染症対応やオンラインでの開催（14会議）

≪業務として教員が回答する調査≫

- ・ R3：廃止（3調査）、隔年実施に変更（2調査）、回数・項目の削減（2調査）、実施方法の見直し等（10調査）
- ・ R4：廃止（3調査）、回数・日程の削減（1調査）、実施方法の見直し等（9調査）
- ・ R5：廃止（4調査）、回数・日程の削減（1調査）、実施方法の見直し等（8調査）

- 教職員を対象とした各種会議・諸調査の年間スケジュールを作成し、各学校に配付

イ 各種事業等の精選・簡素化【毎年度実施】

- 県教育委員会における各種事業の総点検及び事業等の精選・簡素化を実施

- ・ 廃止 R3：3事業、R4：8事業、R5：9事業

ウ 教育関係団体等への協力依頼【随時実施】

- 学校に対する調査や参加・協力依頼の精選・簡素化の教育関係団体等への協力依頼

② 統合型校務支援システム*の導入と運用

※ 統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出欠管理、授業時数管理等）、保健系（健康管理、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録管理等）、学校事務系等を統合した機能を有しているシステム

[具体的取組]

ア 導入スケジュールの前倒し【実施済】

- 令和5年度までの段階的な導入スケジュールを1年前倒し、令和4年度中に全ての県立高校、県立中学校、県立中等教育学校で運用開始

イ システム運用に係る学校へのサポート【毎年度実施】

- ヘルプデスクを設置し、円滑な運用に向けたサポートを実施

ウ 導入対象校種の拡大

- 全ての市町立小・中学校での共同調達・共同利用に向けた協議会を設置し、共通のシステムでの運用開始（令和6年4月）に向けて協議を実施
- 令和6年度のシステム更新（クラウド化）に併せて、県立特別支援学校に導入

③ 校務におけるICTの活用促進

[具体的取組]

ア ICT機器を活用した教職員の業務の効率化【毎年度実施】

- 学習指導に係る業務へのICTの積極的な活用を推進
 - ・ 令和5年9月に全ての県立高校等にクラウド型採点システム*を導入
 - ※ クラウド型採点システム：答案用紙をスキャンしたデータをクラウド上に保存し採点するシステムであり、選択式の解答の自動採点や得点の自動集計等の機能を有するもの
- Web会議システム等を活用した会議や研修会を実施
 - ・ 教育課程研究協議会や校長会をはじめ、多くの会議や研修会について、ウェブ会議システム等を活用し、オンラインで開催
- 職員会議でのペーパーレス化を推進
 - ・ 朝礼や職員会議をペーパーレスで実施している学校が増加
- 学校から家庭に配付する文書やアンケート等の電子化を推進
 - ・ 家庭に配付する連絡文書等をペーパーレス化し、PDFでメール配信したり、学校評価アンケートや修学旅行の行先希望調査等をウェブのアンケートフォームで実施したりする学校が増加

イ 教職員のICT活用指導力向上に向けた支援【毎年度実施】

- 教職員の業務の効率化につながるサポート体制を充実
 - ・ ICT活用推進リーダー養成講座を実施し、各学校でICT活用のリーダーを担う人材を育成
 - 《受講者数》 R3：30人、R4：37人
 - ・ 専門研修（計4回の研修講座）を実施し、ICT活用指導力を向上
 - 《受講者数》 R5：124人
 - ・ 「サテライト研修」の仕組みを活用し、ICT活用指導力を向上
 - 《県内エリア別研修参加者数》
R3：13会場で405人、R4：13会場で330人（県立学校の教員対象）
 - 《サテライト研修受講者数》
R5：23会場で694人（小・中・高・特の教員対象）（令和5年12月末時点）
 - ・ ウェブサイト「やまぐちICT新たな学びラボ」（通称：YAMA-LABO）において、授業映像や授業で役立つICT教材等の学びの充実につながる情報を発信

④ 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

[具体的取組]

ア 学校・教員が担う業務の役割分担等の検討【随時実施】

- 各学校において、「登下校への対応（見守り等）」や「学校行事等の準備・運営」を地域人材の協力を得て実施するなど、学校・教員が担う業務について、学校運営協議会等で検討が行われている状況

イ 学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進【毎年度実施】

- 学校運営協議会等での熟議の実施
- 毎年度末に、働き方改革に係るリーフレットを県教育委員会が作成・配付し、学校運営協議会やPTA会合等での活用を促進

ウ 新たな役割分担に沿った業務の推進【随時実施】

- 「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」について、学校運営協議会等で検討し、地域人材の協力を得て校内清掃を行うなど、役割分担が進んでいる学校もあるが、多くの学校では、新たな分担までには至っていない状況

柱2. 勤務体制等の改善

⑤ 勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握

[具体的取組]

ア ICカードを利用した勤務時間管理システムの整備・活用【令和3年度新たなシステムを整備】

- 令和3年度から、全ての県立学校において、クラウド型出退勤管理システム*の運用を開始

※ クラウド型出退勤管理システム：教職員の在校等時間をクラウド上で記録し、管理するシステム

イ 時間外在校等時間の継続的な把握に基づく、働き方改革推進のPDCAサイクル【毎年度実施】

- 年3回実施する県立学校長との面談（地区別校長会議）において、各学校の時間外在校等時間の状況や働き方改革に係る取組状況についてヒアリングを実施し、各学校における業務量の適正化・平準化及び教職員の意識改革を働きかけ
- 県教育委員会が教員の時間外在校等時間の全県的な状況について把握し、各取組の進捗状況を踏まえ、講ずべき手立てを検討

ウ 市町教育委員会への働きかけ【随時実施】

- ICカード等による客観的な把握が導入されていない市町に対して、県立学校における導入・活用等の情報を提供

⑥ 意識改革を図る研修の充実

[具体的取組]

ア 学校における働き方改革に係る研修の充実【随時実施】

- 「教職員意識調査」の作成及び回答・集計、グラフ化された分析資料の作成等を簡便に行えるように、関係のシート等をパッケージ化した「働き方改革 現状分析ツール」を県教育委員会が作成し、各学校における校内研修の充実に支援

イ やまぐち総合教育支援センター研修の充実【毎年度実施】

- 基本研修の中で、学校における働き方改革の内容・視点を盛り込んだ研修を、キャリアステージに応じて実施

≪「学校における働き方改革」に関する内容を取り扱う研修≫

対象	研修名
管理職	新任校長、新任教頭・部主事、新任事務長課程
教諭	初任者、6年次、中堅教諭等資質向上
養護教諭	新規採用、6年次、中堅養護教諭資質向上
栄養教諭	中堅栄養教諭等資質向上
実習助手	新規採用者
寄宿舎指導員	新規採用者、中堅寄宿舎指導員資質向上
事務職員*	中堅主事課程、主任主事課程、事務主任課程、主査課程

※ 中堅主事課程研修・主任主事課程研修と事務主任課程研修・主査課程研修は隔年実施

- 専門研修では、外部の専門家を講師として招聘し、学校での先進事例を取り扱う実践的な研修講座を実施（学校における働き方改革研修講座）

≪参加者総数≫ R3：103人、R4：74人、R5：126人

⑦ 部活動の適正化

[具体的取組]

ア 部活動の活動方針に基づく活動の徹底【毎年度実施】

- 部活動取組状況調査（休養日確保の達成状況及び活動時間の設定状況（R5））
 - ・ 県の基準に準じた休養日を確保した：市町立中学校 99.8%、公立高校 94.2%
 - ・ 県の基準に準じた活動時間で活動した：市町立中学校 99.8%、公立高校 93.4%
- 「学校部活動の在り方に関する方針」の改訂（令和5年2月）

イ 部活動の段階的な地域移行に向けた新たな体制整備の検討【随時実施】

- やまぐち部活動改革推進協議会の開催や国事業を活用した実践研究の実施
- 市町との連携により、地域における体制整備の構築への支援・補助
- 「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の策定(令和5年10月)

ウ 外部団体等と連携した取組の推進【随時実施】

- 学校体育団体等と連携した大会等の統廃合等の要請
- 運動部活動については、中央競技団体が作成した指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例など）を積極的に活用し、合理的かつ効率的・効果的な活動に向けた取組を推進

⑧ 留守番電話の活用

[具体的取組]

ア 時間外の留守番電話対応【平成30年度整備済み】

- 時間外の留守番電話対応【平成30年度整備・対応開始】
 - ⇒ 全ての県立学校で活用
- 緊急用携帯電話の整備【平成30年度整備・対応開始】
 - ⇒ 全ての県立学校で活用

イ 保護者・地域への理解促進【毎年度実施】

- 県教育委員会作成の働き方改革に係るリーフレットに、時間外の留守番電話対応について掲載し、対応への理解を呼びかけ

ウ 市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】

- 留守番電話が導入されていない市町に対して、県立学校の導入・運用等の情報を提供

⑨ メリハリのある働き方のルール化

[具体的取組]

ア 時差出勤の設定【平成29年度実施】

- 県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」*を実施
 - ※ 公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分又は1時間、早くする又は遅くする制度
- 市町立小・中学校については、市町ごとに設定

イ 最終退校時刻の設定【各学校にて随時実施】

- 教員の長時間勤務の改善、時間管理の意識を高めるため、各学校において「最終退校時刻」を設定

ウ ノー残業デーの設定【各学校にて随時実施】

- 学校全体での時間外在校等時間の削減を図るため、学校ごとに月当たり2日以上「ノー残業デー」（一斉退校日）を設定
 - ・ 部活動休養日と同一日での実施、定期考査中にノー残業デー期間を設定 等

エ 学校閉庁日の設定【毎年度実施】

- 長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、県立学校において、8月13日から8月15日までの3日間、学校閉庁日を実施
 - ・ 閉庁期間中は、保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行わない。
- 市町立小・中学校については、市町ごとに設定

オ 国の法改正を踏まえた規定の整備【令和3年度実施】

- 「『休日のまとめ取り』のための一年単位の変形労働時間制」を制度化【令和3年4月1日から施行】

柱3. 学校支援人材の活用

⑩ コミュニティ・スクールの仕組みの活用

[具体的取組]

ア 多様な人々による熟議・協働活動の促進【毎年度実施】

- 「熟議サポート」による熟議開催の支援
- 「地域連携教育エキスパート」の派遣による、教員の働き方改革に関する好事例等の提供（令和3年度・令和4年度）
- 地域ぐるみの教育活動の推進

イ 人材（コーディネーター）の養成及び活躍の場の創出【毎年度実施】

- 養成講座やステップアップ講座を受講した人材が、学校間の連携や地域の支援者との連携調整等を行うコーディネーターとなり、地域連携教育を担当する教員が担っていた業務の負担を軽減

⑪ 教員業務支援員の配置

[具体的取組]

ア 教員業務支援員の配置・支援【毎年度実施】

- 長時間勤務の実態が認められる小・中学校や「学校における働き方改革を中心となって推進する学校」と位置付ける小・中学校に、教員業務支援員を配置する市町を支援

イ 市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】

- 教員業務支援員の効果的な活用事例等を取りまとめ、「学校における働き方改革推進会議」*等で情報提供

※ 県教育委員会関係課・室関係者、市町教育委員会関係者及び小・中・高等学校校長会長等が出席し、全県的な取組の加速化、情報共有、取組の検証等を行う会議

⑫ 部活動指導員の配置

[具体的取組]

ア 部活動指導員の配置・支援【毎年度実施】

- 適切な休養日や活動時間の設定など、部活動の適正化を進めている学校を対象に部活動指導員を配置し、配置校における部活動指導体制の充実を促進
- 部活動指導員を配置する市町を支援

イ 部活動指導員の人材確保・育成【毎年度実施】

- 地域の人材や各種団体との円滑な連携を図りながら、部活動指導員や外部指導者等の配置を促進
- 部活動指導員等の資質向上に向けた研修の充実、受講の促進
 - ・ 部活動指導員研修会、部活動指導者サミット等の研修会の実施

ウ 学校体育団体等への要請【随時実施】

- 部活動指導員による単独での生徒引率を可能にするために、学校体育団体等の引率規程の改正を要請
 - ・ 高等学校体育連盟主催大会において、部活動指導員による単独での生徒引率を承認

⑬ ICT支援員の配置

[具体的取組]

ア ICT支援員の配置と派遣【毎年度実施】

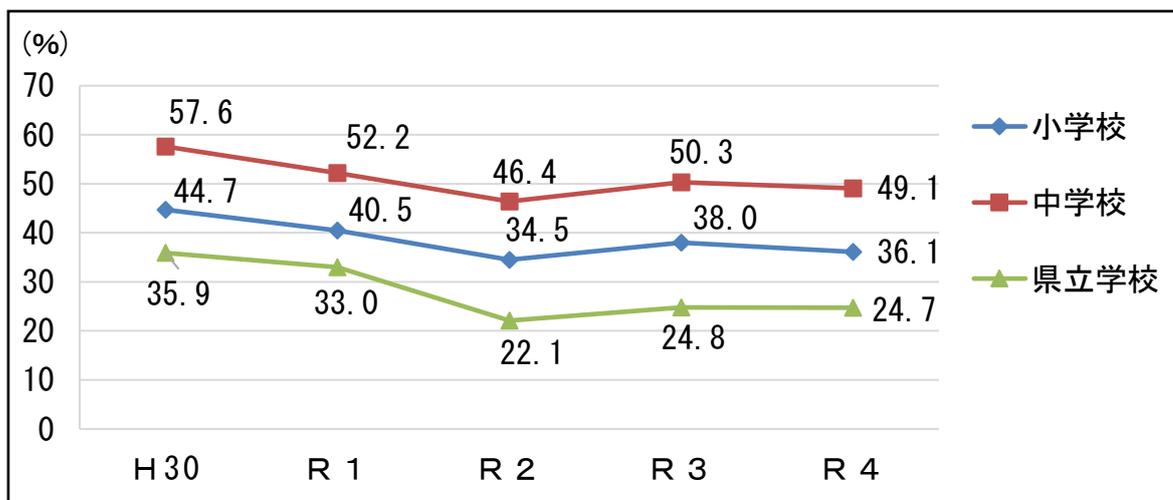
- ICT支援員を定期的に県立学校に派遣し、教員の日常的なICT活用をサポートすることで教員の負担を軽減
- 市町立小・中学校については、市町ごとに配置

イ ヘルプデスクの設置【毎年度実施】

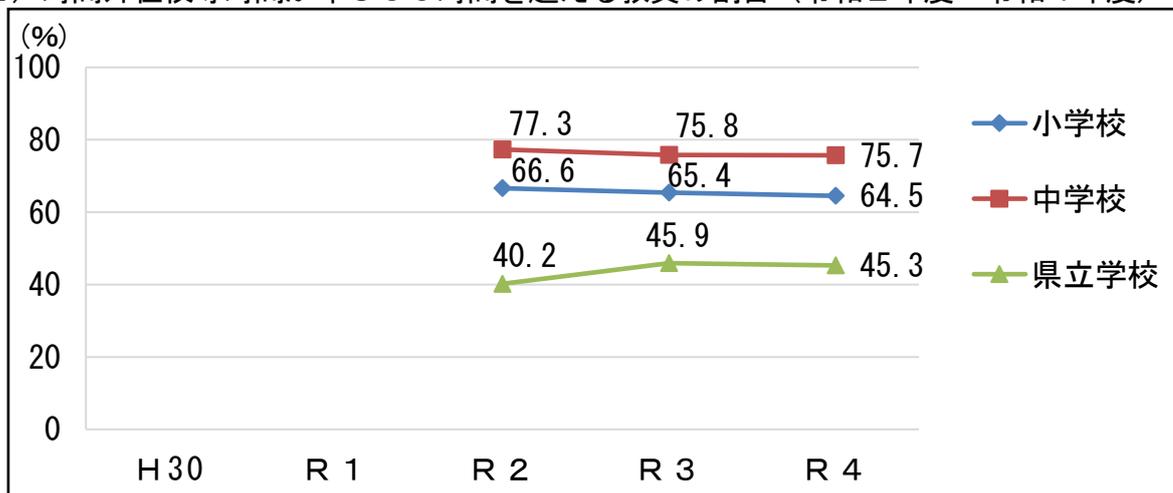
- ICT支援員不在時の対応や、技術的な問い合わせへの対応を可能にするため、ヘルプデスクを設置

4 本県の時間外在校等時間の状況と今後の取組の方向性

(1) 時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合（平成30年度～令和4年度）

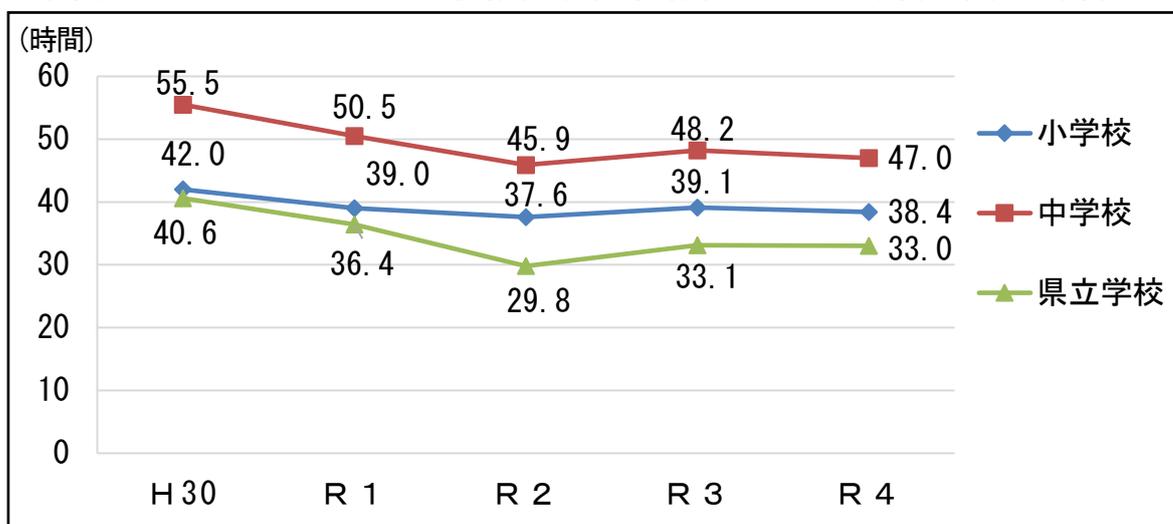


(2) 時間外在校等時間が年360時間を超える教員の割合（令和2年度～令和4年度）



※ 「時間外在校等時間が年360時間を超える教員の割合」は、令和2年度から調査

(3) 教員一人当たりの1か月の平均時間外在校等時間（平成30年度～令和4年度）



※ 令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業（4・5月）

(4) 令和4年度の時間外在校等時間の状況

[時間外在校等時間が1か月当たり45時間超、80時間超、100時間以上の人数・割合]

区分	小学校		中学校		県立学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
45時間超	1,485	36.1	1,199	49.1	822	24.7
80時間超	133	3.2	298	12.2	239	7.2
100時間以上	19	0.5	98	4.0	112	3.4

[教員一人当たりの1か月の平均時間外在校等時間]

	小学校	中学校	県立学校
平均時間外 在校等時間	38.4 時間	47.0 時間	33.0 時間

[時間外在校等時間が1か月当たり45時間を超えた主な理由]

	部活動	生徒指導	学習指導	学年・学級	教材研究	校務分掌	地域連携	予見不能事案	その他
小学校	0.5%	3.8%	4.0%	45.8%	25.2%	18.9%	0.6%	0.9%	0.4%
中学校	22.9%	6.0%	1.9%	31.9%	10.3%	25.6%	0.4%	0.1%	0.7%
県立学校	48.4%	1.9%	5.0%	8.3%	8.5%	18.1%	0.3%	0.9%	8.6%

- ・ 小学校の月45時間を超える人数の割合は、36.1%であり、その理由は、「学年・学級の業務」「教材研究」「校務分掌の業務」の順に割合が高い。
- ・ 中学校の月45時間を超える人数の割合は、49.1%であり、その理由は、「学年・学級の業務」「校務分掌の業務」「部活動の指導」の順に割合が高い。
- ・ 県立学校の月45時間を超える人数の割合は、24.7%であり、その理由は、「部活動の指導」「校務分掌の業務」「教材研究」の順に割合が高い。

(5) 今後の取組の方向性

- 法令で定められた教員の勤務時間の上限等を定める指針を踏まえ、業務量の適正な管理について徹底を図るとともに、業務改善の取組を一層推進し、時間外在校等時間の縮減に努める。
- 教員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、「コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした取組」や「ICT環境を生かした取組」など、本県の強みを生かし、業務の更なる効率化や負担軽減につながる取組を進めるとともに、市町教育委員会や学校、家庭・地域と一体となって、学校における働き方改革を一層推進する。

III 目標・推進指標・期間

1 目標・推進指標

持続可能な学校の指導・運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、令和2年3月に定めた「時間外在校等時間の上限に関する方針」（次ページ）に基づき、前プランからの目標を継承し、その達成に向けて、学校における働き方改革を推進していきます。

また、目標達成に向け、新たな「推進指標」を設けることとしました。

さらに、令和7年6月の給特法の一部改正を受け、令和8年4月、「健康確保措置」に関する目標を追加しました。

【目標】

時間外在校等時間の上限方針の遵守

「月45時間、年360時間を超える教員の割合を^{ゼロ}0%に近づける。」

健康診断受診の推進

「定期健康診断及び精密検査の受診率を100%に近づける。＊」

＊ 山口県教育委員会R6受診率：定期健康診断98.0%、精密検査84.1%

【推進指標】

□ 教員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均を30時間以内にする。

R6：小学校 35.0時間 中学校 41.7時間 県立学校 32.1時間

□ 働き方改革に係る取組状況をWebページ等で公表している学校の割合を100%にする。

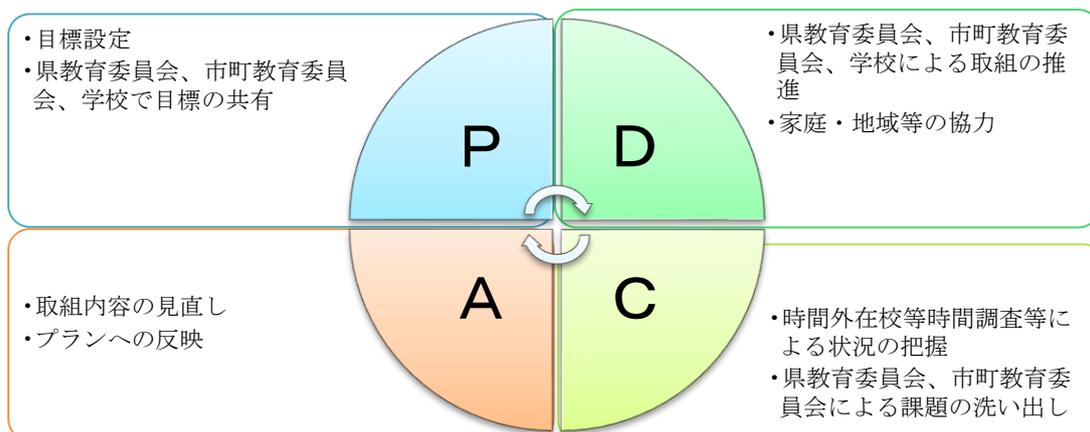
R6：小学校 55.0% 中学校 54.0% 県立学校 73.8%

2 期間等

プランの期間は、令和6年(2024年)4月から令和10年(2028年)3月までとします。期間中において、以下の視点を踏まえ、適宜見直しを行います。

[プランの見直しの視点]

- 時間外在校等時間の状況
- 具体的な取組の検証
- 国の施策 等



参 考 「時間外在校等時間の上限に関する方針」について

【法改正（R1.12）】

給特法が改正され、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」の策定について定められました。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」
第7条に規定する指針

【県条例及び規則改正（R2.3）】

条例において、教育委員会は、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとし、規則において、教育職員の時間外在校等時間の上限を定めました。

「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

「山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」

教育職員の在校等時間^{※1}から正規の勤務時間を除いた時間が、上限時間を超えない範囲とする。

時間外在校等時間^{※2}の上限時間

1か月について45時間、1年について360時間

臨時的に上限時間を超える場合

「通常予見することができない業務量の大幅な増加^{※3}」に伴い臨時的に上限を超えて従事させる必要がある場合は、次の①、②の時間の範囲内とする。その場合も、③、④の要件を満たすものとする。

- ① 1か月について100時間未満
- ② 1年について720時間
- ③ 45時間を超える月が1年について6月以内
- ④ 連続する複数月（2～6か月）の平均時間外在校等時間が80時間以内

※ 各市町教育委員会においても同様に規則で規定

※1 在校等時間：教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間（超勤4項目も含む）

＜基本とする時間＞ ○在校している時間	
＜加える時間＞	＜除く時間＞
① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間	② 勤務時間外における自己研鑽及びその他業務外の時間（自己申告による）
	③ 休憩時間

※2 時間外在校等時間：在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間

※3 通常予見することができない業務量の大幅な増加

具体の事案の内容に応じ、教育委員会又は校長が判断。例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが考えられる。

IV 取組の推進体制

県教育委員会に設置した「学校における働き方改革推進室」において、働き方改革に係る施策等の企画、総合調整及び必要に応じたプランの改善・見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

学校における働き方改革推進室（県教育委員会）

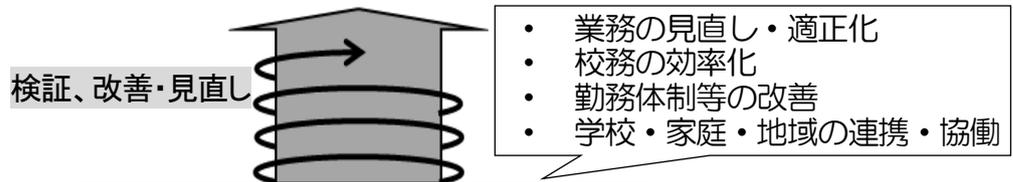
- 【構成】 理事(室長)、教育政策課長(室次長)、関係課長・班長(室員) 等
 【役割】 改革に係る施策等の企画及び総合調整、進行管理 等

また、「学校における働き方改革推進会議」において、市町教育委員会や校長会等と連携しながら、プランに基づく各種取組を積極的に展開します。

学校における働き方改革推進会議

- 【構成】 県教育委員会：理事、審議監、各課副課長、各課・室関係者
 市町教育委員会関係者、小・中・高等学校校長会長 等
 【役割】 全県的な取組の加速化、情報共有、取組の検証 等
 【体制】 会議に「業務精選検討部会」「ICT活用検討部会」「業務改善推進部会」を設置

豊かな学びを支える教育環境の充実

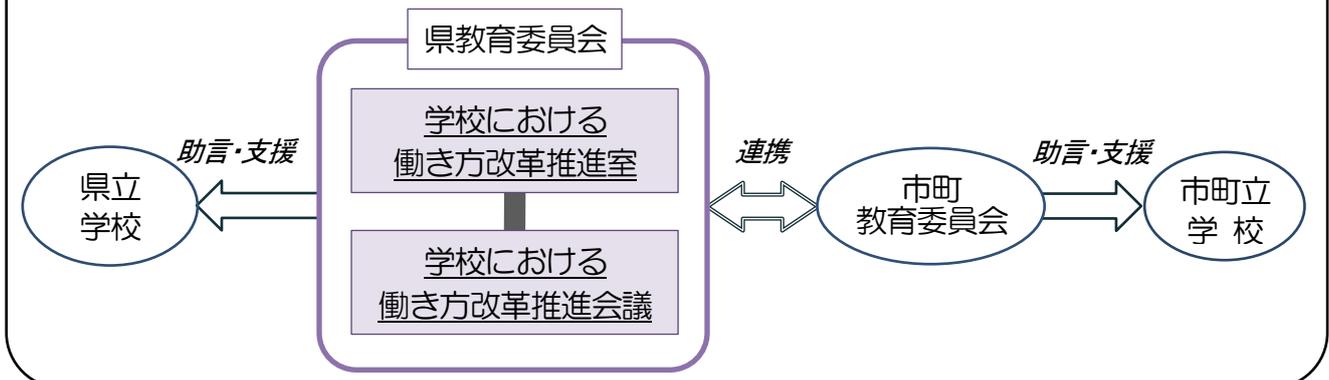


学校における働き方改革の推進

【各取組に共通する視点】

コミュニティ・スクールの
連携・協働体制

ICT環境



V 取組の柱

- これまでの「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」の3つの柱を見直し、「業務の見直し・適正化」「校務の効率化」「勤務体制等の改善」「学校・家庭・地域の連携・協働」の4つの柱の下、13の取組を設定します。
- 「コミュニティ・スクールの連携・協働体制」と「ICT環境」を各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進します。

4つの柱・13の取組

共通する視点

「コミュニティ・スクールの連携・協働体制」・「ICT環境」

柱1. 業務の見直し・適正化

働き方改革推進の前提となる勤務時間の適切な把握に取り組むとともに、学校における業務の精選と業務量の適正化を図ります。

- ① 適正な勤務時間管理と継続的な状況把握
- ② 事業・校務等の精選
- ③ 意識改革や業務の効率化を図る研修の充実

柱2. 校務の効率化

ICTの効果的な活用により、学校における業務の更なる効率化を図ります。

- ④ 統合型校務支援システムの効率的な運用
- ⑤ 校務におけるICT活用促進

柱3. 勤務体制等の改善

柔軟な勤務体制の整備や業務・活動時間のルール化等、勤務体制等の改善を図るとともに、支援スタッフの配置の充実を図ります。

- ⑥ メリハリのある働き方のルール化
- ⑦ 教職員の健康の確保
- ⑧ 教員業務支援員の配置
- ⑨ 部活動指導員の配置と部活動の適正化
- ⑩ ICT支援員の配置

柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

「チームとしての学校」の実現に向け、学校・家庭・地域の連携・協働体制の充実を図るとともに、校務や地域連携協働活動等を支援する学校支援人材の更なる活用を図ります。

- ⑪ 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進
- ⑫ 部活動改革の推進
- ⑬ コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした、地域のネットワークの強化

VI 具体的な取組内容

柱1. 業務の見直し・適正化

① 適正な勤務時間管理と継続的な状況把握

県教育委員会では、平成30年度に全ての県立学校に、ICカードにより出退勤時刻を把握するシステムを導入し、客観的な勤務時間の把握を開始しました。

勤務時間の適正な把握は、学校における働き方改革を推進する上で、取組推進の前提となるため、引き続き、ICTの活用やタイムカード等で出退勤時刻を記録し、それを集計するシステムから得られた客観的なデータを基に、教員の勤務時間の実態を常に正確に把握することで、学校における働き方改革の進捗状況を検証し、県教育委員会として講ずるべき手立ての検討に生かしていきます。

[具体的取組]

ア クラウド型出退勤管理システムの活用

ICカードによる出退勤時刻を把握するシステムを、令和3年度に、クラウド上で教員の在校等時間を記録し、管理できるシステムに改修して、全ての県立学校に導入し、運用を開始しました。

学校からの意見等を踏まえながら、学校・教員にとって使いやすいシステムとなるよう、適宜改修を加えながら、継続して在校等時間の客観的な把握を行っていきます。

イ 時間外在校等時間の状況の継続的な把握に基づく、働き方改革推進のPDCAサイクル

教員一人ひとりが、クラウド型出退勤管理システムにより、自身の時間外在校等時間の状況を把握し、自分の働き方の現状や時間外在校等時間の推移等を認識することで、気付きを促し、意識改革へとつなげていきます。

また、県教育委員会では、各学校の所属教員の時間外在校等時間のデータを集約し、全県的な状況を把握することで、学校における働き方改革の進捗状況を踏まえた講ずるべき手立てを検討していきます。

ウ 市町教育委員会への働きかけ

ICTの活用やタイムカード等による客観的な勤務時間管理については、全ての市町で実施されていますが、県立学校でのシステムの導入・活用等の状況を伝え、勤務時間管理がしやすいシステムの導入等を働きかけていきます。

これまでの取組における好事例

《教員一人ひとりの時間外在校等時間の状況を可視化》

- 教員ごとの個票（時間外在校等時間記録表及び時間外在校等時間の平均）を毎月作成・配付し、常に自分の勤務状況を確認し、改善を意識できるようにした。
- 月半ばの勤務時間総数の提示により、個人の1か月間におけるタイムマネジメントの意識化及び改善策への具体的な働きかけを行った。
- 教員ごとの個票を示して面談を行い、教員自らに今後の見込みや目標を考えさせ、上限規制の遵守を意識させるようにした。時間外在校等時間が月45時間を超えた教員には、翌月に向けて、「改善プラン」を管理職と一緒に立案した。

《学校全体の時間外在校等時間の状況を可視化・共有》

- 上限規制の内容や自校の毎月の時間外在校等時間の状況、学校の取組等をまとめた学校独自の「〇〇学校 働き方改革 推進プラン」を作成し、毎月の職員会議で配付・掲示

〇〇学校 働き方改革 推進プラン

R〇.〇.〇

趣 旨 山口県教育委員会では、教職員の健康保持とワークライフバランスの実現に向けた取組を進めています。また、令和2年1月17日に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」が告示され、①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内、②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内（※生徒に係る臨時的な特別事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、②1年間の時間外在校等時間について、720時間以内）と示されています。本校においても、以下の取組を推進することにより、時間外在校等時間を削減し、教職員一人ひとりがゆとりをもって家族や生徒と向きあい、活力ある学校づくりをめざします。

最終退校時刻 最終退校時刻を午後7時とします。 ◆午後6時台には退校できるよう心がけましょう。

(参考) 時間外在校等時間の状況 人 (%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
80時間	R4												
	超 R3												
45時間	R4												
	超 R3												

ノー残業デー 毎月の給料日の前後3日間を「ノー残業デー」とします。

◆部活動の休養日を踏まえ、このうち1日を定時に退校できるよう心がけましょう。

部活動休養日の活用

◆部活動の休養日は早めの退校を心がけましょう。

<部活動休養日>
 ○週当たり2日以上休養日を設け、1日は土日に休養日を設定するようにしましょう。
 ○活動時間は、平日は2時間程度、土日は、原則として、3時間程度としましょう。
 ※部活動は、概ね翌月が始まる2週間前までに計画を作成し、それに基づき活動しましょう。

<生徒指導課内規では>
 8 部活動等
 (11) 活動時間は原則として次のとおりとする。なお、事情によりこの時間を越えて活動する場合は、部顧問は校長に届け出て承認を得るとともに、保護者あてに文書連絡するものとする。
 ① 4月から9月……午後6時30分まで
 ② 10月から3月……午後5時30分まで

年休・週休日の振替え取得の推進

◆週休日の振替えは確実にとりましょう。年休の消化に努めましょう。

一人で抱え込まずに、
 声を掛け合い
 みんなで対応！

柱1. 業務の見直し・適正化

② 事業・校務等の精選

県教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、平成18年度から各種会議や諸調査の精選・簡素化に取り組んできました。

学校における働き方改革を県教育委員会全体で進めていくために、各課・室を越えた組織として、設置している「学校における働き方改革推進室」の機能を生かし、今後も、引き続き、全庁体制で、学校の負担軽減につながるよう事業・校務等の精選を進めていきます。

[具体的取組]

ア 各種会議・諸調査の精選・簡素化

「学校における働き方改革推進会議」の中に位置付けている「業務精選検討部会」を開催し、各課・室が実施する各種会議及び諸調査の精選・簡素化を検討します。

さらに、県教育委員会各課・室ごとの精選・簡素化にとどまらず、例えば「各課・室が開催する会議の一体的な開催」や「各課・室による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合」など、全庁体制での精選・簡素化の一層の推進を図ります。

≪「業務精選検討部会」での精選・簡素化を一層進めるための視点≫

- ・ オンラインでの会議により、出張に係る移動時間等を削減
- ・ 会議の復命について、主催者側が主な内容を文書にし、参加者に提供
- ・ 調査回答の鑑文について、不要であることを通知
- ・ 調査の回答について、依頼者が回答例を作成して送付 等

イ 各種事業等の精選・簡素化

県教育委員会各課・室が所管する各事業について、相互の関連性や類似性を念頭に置き、各事業の総点検に取り組むとともに、事業の成果や費用対効果を勘案し、積極的にスクラップ・アンド・ビルドを行うなど、精選・簡素化を一層進めていきます。

ウ 教育関係団体等への協力依頼

学校に対しては、教育委員会からだけでなく、教育関係団体等からも多くの調査や参加・協力の依頼がなされており、これらの精選・簡素化について協力依頼を行うとともに、Webアンケートやオンライン参加など、ICTを活用した効率的な実施を提案していきます。

エ 「働き方改革チェックシート」等による各学校におけるPDCAサイクルの推進

文部科学省作成の「働き方改革チェックシート」や県教育委員会作成の「働き方改革 現状分析ツール」等の活用を促すことにより、各学校の働き方改革に係るPDCAサイクルを推進するとともに、定期的に各学校における校務の精選や簡素化等の進捗状況を把握し、取組状況を踏まえた改善を働きかけていきます。

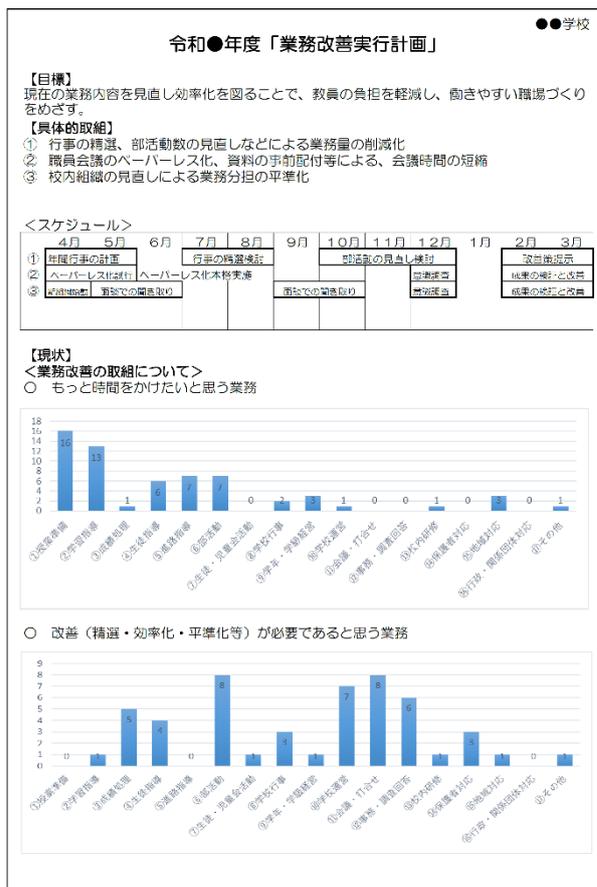
これまでの取組における好事例

《各学校におけるPDCAサイクル》

- 定期的に、県教育委員会作成の「働き方改革 現状分析ツール」を活用して、全ての教職員の意識調査を実施し、教職員の意見を業務改善に反映させることによって、「自分たちの提案で働きやすくなった」と実感できるようにした。
- 年度ごとに「業務改善実行計画」を作成し、具体的な取組を実行した。
- 文部科学省作成の「働き方改革チェックシート」を活用し、管理職が学校の取組状況を把握するとともに、教職員による主体的な業務改善の検討の際の視点として活用した。
- 各学校における働き方改革を担当する教職員で組織する業務改善委員会を定期的に関催し、教職員からの意見を業務改善に反映させた。
- 校内の業務改善に係る検証・改善サイクルと学校運営協議会の開催時期・熟議内容を連動させ、家庭・地域と協働して、教育活動の質の向上を図った。

《各学校における業務改善・行事の見直し等》

- 校務を業務量の多さに応じて数値化し、校務分掌の平準化を図った。
- 各校務のマニュアルの作成及び明確化により、経験の浅い教員の負担軽減を図った。
- 学校行事について、行程表のひな型を作成し、一から作成する業務を解消した。
- 複数の学校行事を同一日に行う、類似行事を統合するなど、学校行事の効率化を図った。
- 家庭訪問や個人懇談等の方法や内容を見直し、家庭との効果的な連携を図った。
- 複数の会議を同一日に開催し、会議日数を削減した。
- 教職員で「職員室のレイアウト」についてワークショップを行い、「共有テーブルを置き、共同作業をしやすくする」などの改善案を決め、職員室の環境を改善した。
- 学校行事等に保護者ボランティアの力を借りるなど、行事の準備や実施に関して、保護者や地域のボランティアへの依頼を検討し、安全性の確保に加え、効率的な実施を行った。



【県教育委員会作成の「働き方改革 現状分析ツール」を活用して学校が作成した「業務改善実行計画」】

柱1. 業務の見直し・適正化

③ 意識改革や業務の効率化を図る研修の充実

学校における働き方改革を進めるためには、業務の見直し等と併せて、教職員自身の働き方も勤務時間を意識したものに変わっていく必要があります。引き続き、教職員の「働き方」についての意識改革を進めていくため、市町教育委員会、やまぐち総合教育支援センターと連携を図り、研修の充実に取り組みます。

[具体的取組]

ア 学校における働き方改革に係る研修の充実

教職員一人ひとりが働き方を変えていく意識を強くもつことが重要なため、「チームとしての学校」の実現、タイムマネジメントの意識化、ワーク・ライフ・バランスの推進等について、県内の各学校における取組の好事例等の情報提供を行うとともに、県教育委員会作成の「働き方改革 現状分析ツール」や文部科学省作成の「全国の学校における働き方改革事例集」等の活用を促し、学校における働き方改革に係る校内研修の充実に取り組みます。

イ やまぐち総合教育支援センター研修の充実

やまぐち総合教育支援センターが開催する各研修に「学校における働き方改革」の内容・視点を盛り込み、勤務時間を意識した働き方を推進します。

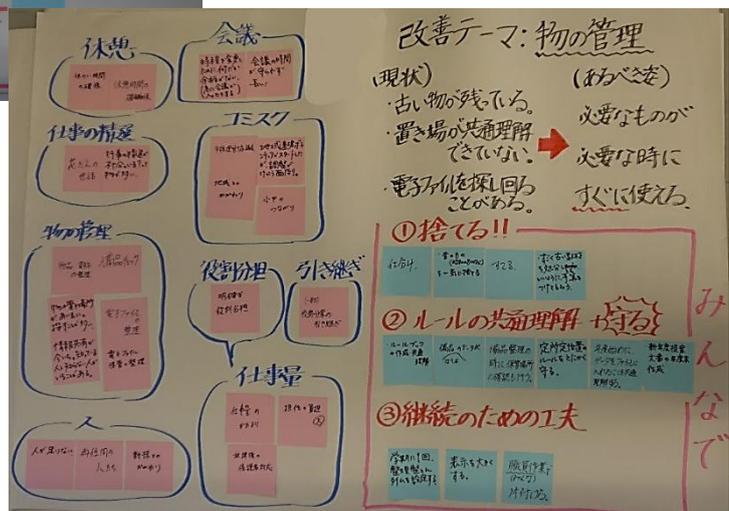
【参考】やまぐち総合教育支援センターが令和6年度に開催する研修講座 ～「学校における働き方改革」を取り上げる研修講座～

区分	対象	研修講座名
基本研修 (悉皆研修)	管理職	新任校長、新任教頭・部主事、新任事務長課程
	教諭	初任者、6年次、中堅教諭等資質向上
	養護教諭	新規採用、6年次、中堅養護教諭資質向上
	栄養教諭	中堅栄養教諭等資質向上
	実習助手	新規採用者、中堅実習助手資質向上
	寄宿舎指導員	新規採用者
	事務職員	中堅主事課程、主任主事課程
専門研修 (希望研修)	教職員 ※10年次以上の者	学校における働き方改革

これまでの取組における好事例

《各学校における研修の充実》

- 「学校における働き方改革」に係る研修受講後に、復伝を兼ねて、受講した内容をもとに、校内研修でワークショップを実施し、研修の内容を共有するとともに、教職員の意見をもとに、行事等の精選のきっかけをつくった。
- 「タイムマネジメント」について、若手教員が中堅教員に気軽に聞くことができる時間を2週間に1回程度設定し、日頃の時間の使い方や子どもの学びの質を高めるための工夫について学ぶことができるようにした。
- 「働き方改革 現状分析ツール」を活用して作成した、教職員の業務改善に向けたアイデア等を集約した資料をもとに、校内研修で業務改善や行事等の精選を課題とした熟議を実施し、教職員のアイデアの幾つかを実現した。
- 管理職が職員会議や打合せなどの機会をとらえて、学校の働き方改革についての情報を提供したり、国の動向について説明したりすることによって、「早く帰ろう」という意識が高まった。



働き方改革に係る研修会で行われたワークショップでのまとめ

柱2. 校務の効率化

④ 統合型校務支援システムの効率的な運用

統合型校務支援システムは、生徒の基本情報、学習成績、出欠席、保健関係情報などを統合して、管理・処理するシステムです。

県教育委員会では、令和元年度から順次導入し、令和4年度から全ての県立高校、県立中学校、県立中等教育学校で運用を開始しました。これにより、各学校のシステムの運用継続の困難さや、異動ごとに各学校独自のシステムの操作を習得する必要性といった課題に対応し、業務の標準化・効率化を可能としました。さらに令和6年度には、県立特別支援学校でも運用を開始します。

また、校務で利用するために導入した各種サービスと統合型校務支援システムとのデータ連携や、校種間のデータ連携を推進することにより、校務の一層の効率化を図り、教職員の業務負担を軽減し、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を生み出すなど、教育の質の更なる向上をめざします。

[具体的取組]

ア 統合型校務支援システムと各種システムの連携による校務の効率化

統合型校務支援システム、令和6年度に構築される教育ダッシュボード、県立高校等に導入されたクラウド型採点システムなどの各種システムで取り扱うデータを連携させることにより、校務の効率化を図るほか、教育データの活用を通して、個に応じた教育の充実をめざします。

イ 県立学校及び市町立学校等の統合型校務支援システムを活用した校種間でのデータ連携の推進

令和6年度から市町立学校等において同一の統合型校務支援システムが導入される利点を生かし、県立学校に進学する中学生の各種データを、それぞれの統合型校務支援システム間で連携し、校務の効率化をめざします。

また、市町教育委員会に校種間のデータ連携に関する情報を提供することで、ICTを活用した校務の効率化を支援します。

これまでの取組における成果

- ヘルプデスクに利用時の疑問点を相談することで、統合型校務支援システムの積極的な利用につながった。
- 校務だけでなく、校務支援システムの担当者としての業務も標準化されて、異動先においても、新たに操作を習得する必要がなく、県立学校で同じシステムを利用するメリットを実感できた。

柱2. 校務の効率化

⑤ 校務におけるICT活用促進

県教育委員会では、令和2年度に県立学校の全ての児童生徒に1人1台タブレット端末を配備するなど、コロナ禍においても児童生徒の学びを止めない環境を整備してきました。

また、教職員に対しても指導者用のタブレット端末を配備し、授業での活用を進めてきたところであり、令和6年度以降は、校務においても利用できるクラウド環境を整備することとしています。

[具体的取組]

ア ICT機器等を活用した教職員の業務の効率化

クラウド型採点システムを令和5年9月に全ての県立高校等に導入し、各学校での活用を進めており、その他の学習指導に係る業務へのICTの積極的な活用も推進します。

また、県や市町で開催する会議や研修のうち、オンラインで実施できるものについては、ウェブ会議システムを活用して、オンラインで開催します。

さらに、令和6年度からのフルクラウド化を契機として、職員会議資料のペーパーレス化や、学校から家庭に配付する文書やアンケート等の電子化等を一層推進します。

イ 教職員のICT活用指導力の向上に向けた支援

教職員の業務の効率化につながる研修の充実を図るため、やまぐち総合教育支援センターにおいて、ICT活用能力の向上に向けた専門研修を実施します。

また、校内研修会や市町教育委員会等が主催する教育研修会等へ指導主事等を派遣するサテライト研修も実施します。

ウ 教材等の共有化による授業準備の効率化

フルクラウド化のもとで、教科内、学年内の授業資料やホームルーム資料等も含めた校内資料の共有に加え、学校の枠を越えたオンラインコミュニティの構築を推進し、様々な知見を集積させ、授業準備の効率化をめざします。

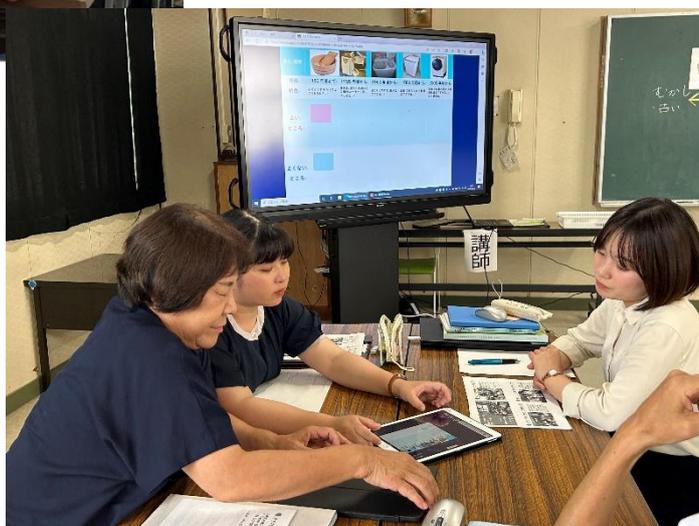
また、ウェブサイト「やまぐちICT新たな学びラボ」（通称：YAMA-LABO）において、教職員が授業や校務でICTを効果的に活用するために必要な資料や情報（各種アプリケーションの基本的な操作方法の解説、活用事例の紹介、新たな活用方法の提案等）を発信します。

エ 「ICT活用検討部会」における取組の推進

文部科学省の「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」も生かしながら、各学校の校務DXによる働き方改革を推進します。

これまでの取組における好事例

- クラウド型採点システムを利用することで、考査採点業務の効率化が図られた。
- Microsoft Teams の活用により、毎日の職員連絡事項の共有化が図られ、再確認する手間が削減されるとともに、チャット機能を利用して、職員間のコミュニケーションがより円滑に行えるようになった。
- 欠席や遅刻等の保護者からの連絡や学校からの連絡等について、ICT機器を活用することで、朝や夕方の連絡調整がスムーズに行われた。
- 学習アプリの導入・活用により、時間外の放課後補習授業を廃止した後、校内において、自主的にアプリを使って学ぶ生徒の姿を多く見かけるようになった。
- ICT機器の扱いに慣れている若手教員が、不慣れな教員に教える場面が多くみられ、教員間のコミュニケーションの活性化にもつながった。



ICT活用能力の向上に向けた研修

柱3. 勤務体制等の改善

⑥ メリハリのある働き方のルール化

これまで、各学校においては、業務改善の推進に向けた具体的な取組として、学校ごとに「最終退校時刻」や「ノー残業デー」等を設定し、取組を進めています。

引き続き、市町教育委員会と連携し、勤務時間を意識した働き方の推進や、年次有給休暇等の取得促進などの観点から、「時差出勤」「最終退校時刻」「ノー残業デー」「学校閉庁日」等の設定及び効果的な実施、留守番電話の活用について、全県的に推進していきます。

また、「時差出勤」や「学校閉庁日」などについては、より効果がある実施方法等について検討していきます。

[具体的取組]

ア 時差出勤の設定

勤務時間を意識した多様な働き方を推進するため、県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」を実施しています（平成29年度から本格実施）。公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分または1時間、早く、または遅くすることができます。

イ 最終退校時刻の設定

教員の長時間勤務の改善や時間管理の意識を高めるため、各学校において「最終退校時刻」を設定しています（令和元年度から本格実施）。今後、季節や業務の繁閑により設定時刻を変更するなど、状況に応じた取組を進めます。

ウ ノー残業デーの設定

学校全体での時間外業務時間の削減を推進するため、学校ごとに、月当たり2日以上の「ノー残業デー」（一斉退校日）を設定し、全ての教職員が勤務時間終了後、速やかに退校するようにしています（令和元年度から本格実施）。部活動休養日と同一日での実施や、中学校区単位で小・中学校が連携して実施するなど、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

エ 学校閉庁日の設定

長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、県立学校では夏季休業中に3日間、学校閉庁日を設定しています（令和元年度から本格実施）。閉庁期間中は保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行いません。

オ 留守番電話の活用

平日の勤務時間外や土曜日・日曜日の保護者や外部からの電話による問い合わせ等は、緊急時を除き、整備した留守番電話で対応しています（平成30年度に整備完了）。留守番電話による対応時間は、各学校の実態に応じて勤務時間外に設定しています。

カ 国の法改正を踏まえた規定の整備

県教育委員会では、国の動向等を注視し、教職員の勤務時間に関する規定の整備を行う必要がある場合は、速やかに検討します。

これまでの取組における好事例

《最終退庁時刻の設定》

- 開錠時刻・施錠時刻に合わせ、児童生徒の「登校時刻」や「最終下校時刻」、「部活動終了時刻」等を見直した。
- 最終退校時刻を、朝の職員伝達事項に毎日記載した。
- 最終退校時刻に合わせ、必ず管理職が校内巡視・個別に声かけ（適宜の指導）を行うと同時に、時間外に行っている業務についてヒアリングを行った。
- 管理職自らが早い時間帯に退校することで、教職員に早めの退校を意識するようにした（雰囲気づくり）。
- 最終退校時刻にチャイムや音楽を鳴らして、教職員に知らせた。
- 退校時刻を「自己申告」するように促し、職員室の「退校予定ボード」で誰が何時に帰る予定であるかを見える化し、退校時刻を意識したり、互いに声をかけ合ったりしやすくなった。

《ノー残業デーの設定》

- 定期考査中や水曜日の部活動休養日に設定した。
- 定期考査中にノー残業デー期間を設定した。
- 月3回（第2、第4月曜日と給料日）設定した。
- 朝の職員連絡やグループウェア等で、毎回周知を図った。
- 当日の終業時刻に、校内の一部消灯等を行い、ノー残業デーを意識付けた。

《学校閉庁日の設定》

- 学校閉庁日を年間行事計画に記載して保護者等に配付した。

《留守番電話の活用》

- 留守番電話の開始時刻を勤務終了時刻に設定した。

《放課後の時間の生み出し》

- 登下校の時刻を見直し、放課後の時間を繰り上げた。
- 午前中に5時間授業を実施し、午後は1時間授業にした。
- 一斉下校日を設定した。
- 掃除を行わない日を設定した。
- 短縮日程の日を設定した。

柱3. 勤務体制等の改善

⑦ 教職員の健康の確保

県教育委員会では、教職員の心身の健康を確保するため、公立学校共済組合山口支部及び山口県教職員互助会と連携し、各種健康管理事業に取り組んでいます。引き続き、教職員の心身の不調発生を未然に防ぐとともに、不調の早期発見・早期治療につなげるため、教職員の健康の確保に向けた取組を進めます。

[具体的取組]

ア 長時間勤務の教職員に対する面接指導の実施

月80時間超の長時間勤務者から申出があった場合は、医師による面接指導を実施します。また、月100時間超の長時間勤務者については、所属長判断による医師の面接指導を積極的に勧奨します。

イ 健康診断の実施

定期健康診断、指定年齢健康診断のほか、特別支援学校のうち児童・生徒の介護業務に従事する者を対象とした特殊健康診断（腰痛）など、教職員の勤務状況や希望等に応じた各種健康診断を実施します。

ウ ストレスチェックの実施

全ての所属を対象にストレスチェックを実施します。

エ メンタルヘルス事業の充実

- メンタルヘルスに関する意識啓発のため、管理職員を対象とした講習会、教職員全般を対象とした研修会を開催します。
- 教職員相談員・保健指導員による相談窓口での相談対応及び保健指導員による巡回保健相談・メンタルヘルス所属訪問を実施します。
- 新規採用教職員を対象として、公認心理師・臨床心理士を職場に派遣し、カウンセリングを実施します。
- 専門医等による無料カウンセリングや相談を受けることができる利用券（年3回まで利用可能）を綴じ込んだメンタルヘルス・ポケットブックを教職員に配付します。
- 「復職サポートシステム」による休職者等への復職支援を行います。

オ コミュニケーションの良好な職場環境づくり

教職員が課題を一人で抱え込むことなく、組織的に相談、協働できる職場環境を構築していきます。

カ 管理職を中心としたラインケアの取組

管理職によるこまやかな声かけや、教職員評価における面談を活用した教職員の状況把握を行います。

柱3. 勤務体制等の改善

⑧ 教員業務支援員の配置

県教育委員会では、平成30年度から小・中学校に教員業務支援員（令和3年度までは「学校業務支援員」）を配置する市町を支援しています。

教員業務支援員の配置校における平均時間外在校等時間の削減率は、県全体と比べて高くなっており、支援員の配置は時間外在校等時間削減へとつながっています。

今後も、教員がより児童生徒の指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、子どもたちの学びの保障につながるよう、市町への配置を継続するとともに、県立高校等に新規配置することにより、教員の業務負担軽減を図ります。

[具体的取組]

ア 教員業務支援員の配置・支援

長時間勤務の実態が認められる小・中学校に教員業務支援員を配置する市町に対し、必要な支援を行います。

また、長時間勤務の実態が認められる県立高校等に、新たに教員業務支援員を配置し、配置効果を検証します。

<教員業務支援員の業務内容>

○ 印刷等業務

学習プリント、学年・学級だより、会議資料、各種連絡文書の印刷・仕分け 等

○ 学習・学級事務業務

提出物の点検、集金・会計の補助、各種作品掲示、教材・教具の準備・片付け 等

○ 集計・データ入力等業務

アンケート集計処理、各種調査のデータ入力、学習に関するデータ入力作業 等

○ その他

学校行事、進路事務、保健室業務、簿冊の整理、会計事務の補助、新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動（消毒作業を含む） 等

※ 市町教育委員会は域内の教員業務支援員配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外業務時間の削減状況等を基に、配置・活用について検証します。

イ 配置校及び市町教育委員会への情報提供

県教育委員会は、教員業務支援員の効果的な活用事例等を取りまとめ、配置校及び市町教育委員会に情報提供するなど、教員業務支援員の有効的な活用の促進を図ります。

これまでの取組における好事例

- 管理職から教員業務支援員の業務内容について教職員に伝えるとともに、伝えた業務内容以外にも対応できる業務もあるため、教員業務支援員に依頼したい業務がある場合は管理職に相談するように教職員に周知した。
- 教職員からの「依頼書」をもとに、教員業務支援員が作業内容等の優先順位を整理して業務を行った。
 - ※ 「依頼書」は、「何を」「いつまでに」等の業務内容が具体的に伝わるように作成
 - ※ 教職員は、作成した「依頼書」を、管理職の机の上に置いてある「依頼書ボックス」に入れて依頼
 - ※ 「依頼書」で不明な点ある場合は、依頼元の教職員が職員室にいるときに、教員業務支援員が直接確認
- 管理職が、退勤時刻が遅くなったり、業務（丸付けや印刷等）を抱え込んだりしている教職員を把握し、教員業務支援員の活用を促した。
- 教員業務支援員の座席配置を工夫（管理職の隣に配置して、業務に係る情報交換がしやすくする等）した。
- 年間行事や週予定などを教員業務支援員にも共有し、見通しをもって作業できるようにした。
- 教員業務支援員の業務内容を業務ボード等に記入して「見える化」を図った。
- 管理職から教員業務支援員に、積極的に教職員とのコミュニケーションを図るように依頼し、教員業務支援員に業務を依頼しやすい関係・雰囲気づくりを行った。

柱3. 勤務体制等の改善

⑨ 部活動指導員の配置と部活動の適正化

県教育委員会では、適切な部活動運営の体制整備や部活動に係る教員の負担軽減につながるよう、教員に代わり、部活動における単独での指導や大会への引率等を行う「部活動指導員」を配置するとともに、部活動の休養日や活動時間の設定等を盛り込んだ「山口県学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】」（以下、「部活動方針」という。）を策定し、部活動の適正化を図ります。

[具体的取組]

ア 部活動指導員の配置

部活動方針を遵守し、部活動の適正化を進めている学校を対象に、部活動指導員を配置し、部活動指導体制の充実を図るとともに、部活動に係る教員の負担軽減を図ります。

＜部活動指導員の業務内容（校長の管理下）＞

- 専門的指導
- 大会等の生徒引率
- 該当部活動の担当教員との連絡・調整 等

※ 部活動指導員が指導する場合は、原則、単独指導・引率を行います。

※ 配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外在校等時間の削減状況等を踏まえ、取組の検証を行います。

イ 部活動方針に基づく活動の徹底

各学校においては、毎年度、学校の部活動方針の見直しを行い、その方針や年間・月間活動計画を学校ホームページに掲載することなどにより、部活動の適正化を図ります。

また、県及び市町教育委員会において、各学校における部活動の取組状況を把握し、活動時間や休養日等が、県の部活動方針や市町の部活動方針、学校の部活動方針に沿って遵守されているかを点検するとともに、必要に応じて指導及び助言を行います。

これまでの取組における好事例

- 部活動指導員を顧問とし、教員を顧問として配置することなく運営した。
- 地域の指導者や保護者等の指導・運営への協力など、地域と連携した運営により、顧問教員の業務負担を軽減した。
- 学校全体で毎週水曜日を部活動休養日と設定した。
- 生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会を削減した。

柱3. 勤務体制等の改善

⑩ ICT支援員の配置

県教育委員会では令和3年度から、県立学校に整備した1人1台タブレット端末等のICT環境を生かし「やまぐちスマートスクール構想」を推進しています。その中で、授業や校務における教員の日常的なICT活用を支援するために、ICT支援員を配置しています。

県立学校では、校務の効率化や教育データの活用をめざし、令和6年度からフルクラウド環境に移行します。それにより生じる学校での作業や校務でのクラウド活用の推進に対応するため、教員への支援が一層必要となります。また、今後もICT環境の変化に対応する教員への支援を継続することが、教員の負担の軽減だけでなく、児童生徒と向き合う時間の確保による、教育の質の向上につながります。

そのため、ICT支援員の配置を継続し、「やまぐちGIGAスクール運営支援センター」の設置により引き続き教員の負担を軽減します。

[具体的取組]

ア 教員の日常的なICT活用をサポートする支援員の配置

ICT支援員の学校への定期的な派遣を継続し、教員の日常的なICT活用をサポートすることで教員の負担を軽減します。

< ICT支援員業務例 >

- ICT機器（タブレット端末、校内ネットワーク、大型提示装置 等）の諸設定
- ICT機器のトラブルへの対応
- クラウドサービス等を利用した学習活動の実施に向けた支援 等

イ 1人1台タブレット端末の故障対応を行う「やまぐちGIGAスクール運営支援センター」の設置

1人1台タブレット端末の故障対応窓口の「やまぐちGIGAスクール運営支援センター」への一元化を継続し、学校での故障対応業務を軽減します。

これまでの取組の成果

- 週1回訪問するICT支援員にICT環境の整備を集中的に行ってもらうことで、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することができた。
- ICT支援員からの情報提供を通じ、他校でのICT活用状況を知ることができた。

柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

⑪ 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月）において整理された「学校と教師の業務の3分類」の考え方を踏まえ、学校・教員が担う業務について、コミュニティ・スクールの連携・協働体制を活用し、保護者・地域や関係機関・団体等の理解・協力を得ながら役割分担の検討を進めていきます。

[具体的取組]

ア 学校・教員が担う業務の役割分担等の検討

下記①～⑱の業務について、「学校における働き方改革推進会議」において、保護者・地域、関係機関・団体等との連携の在り方を含め、各業務の役割分担・適正化等の検討を行います。

【学校以外が担うべき業務】

- ① 登下校への対応に関すること
- ② 学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応に関すること
- ③ 学校徴収金（学校給食費等）の徴収・管理に関すること
- ④ 地域ボランティア等との連絡調整に関すること（地域学校協働活動の一環として地域学校協働活動推進員等が担うべきものをいい、校務分掌等で教諭等の職務の内容として定められた地域学校協働活動推進員等との連絡調整の職務を除く。）
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応に関すること

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- ⑥ 調査・統計等への回答に関すること
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理に関すること
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理に関すること
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理に関すること
- ⑩ 校舎の開錠・施錠に関すること
- ⑪ 児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ⑫ 校内清掃に係る対応に関すること
- ⑬ 部活動に係る対応に関すること

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- ⑭ 給食の時間における対応に関すること
- ⑮ 授業準備に関すること
- ⑯ 学校評価や成績処理に関すること
- ⑰ 学校行事の準備や運営に関すること
- ⑱ 進路指導の準備に関すること
- ⑲ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応に関すること

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関する指針」（R7.9 文部科学省）を基に作成

イ 学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進

学校運営協議会やPTA会合等で、めざす子ども像やその現状についての熟議を実施することで、学校・保護者・地域が課題等を共有し、互いの立場や役割への理解を深めるとともに、課題の解決に向けた当事者意識を醸成します。

ウ 新たな役割分担等に沿った業務の推進

保護者・地域、関係機関・団体等との連携が必要であると判断された業務については、新たな役割分担に基づいた業務の推進に向け、対応可能なものから保護者・地域等との連携・協働体制の構築を図っていきます。

教員の業務と判断されたものについても、その負担軽減について必要な取組を推進します。

エ Web ページ等による働き方改革に係る取組状況の公表

各学校や教育委員会において、Web ページ等で教員の勤務実態や働き方改革に係る取組状況を公表し、「見える化」を図ることにより、保護者・地域等との連携・協働体制を充実させていきます。

これまでの取組における好事例

- 学校運営協議会の熟議で「朝学ボランティア」が話題となり、実施が決まった。地域住民がボランティアとして朝の学習の時間に教室で児童へのアドバイスや丸付けを行うなど、教員をサポートした。
- 家庭教育支援チームと図書館が協働で「親子で図書館司書講座」を開催し、読書習慣形成の役割を家庭や地域でも分担した。
- PTA の会合で、学校・家庭・地域が連携・協働することの大切さについて、地域学校協働活動推進員が説明をしたことで、教員による説明の負担が軽減した。
- 「定時退校日」「ノー残業デー」「学校閉庁日」「留守番電話」の設定などの業務改善に向けた学校の取組を、玄関に掲示または Web ページで公表することにより、保護者・地域等の理解促進を図った。

●●●学校 働き方改革に係る取組

☆ 本校は、「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」の3つの柱・13の取組に沿って、教職員の働き方改革に取り組んでいます。

◇ 時間外在校等時間の削減状況

■ 令和4年度までの本校における時間外在校等時間の状況

◇ 本校の主な取組

令和5年度の重点取組

■ 令和5年度「業務改善実行計画」

本校の働き方改革に係る主な取組

- 業務の見直し・効率化を行っています。
 - ・ 欠席連絡をデジタル化しています。
 - ・ 学校評価アンケートをデジタル化しています。
- 教職員の勤務体制を改善しています。
 - ・ 時差出勤を活用します。(長期休業中は、勤務時間を個別に設定して勤務する教員がいます。)
 - ・ ノー残業デーを実施します。(毎月第2・4水曜日に設定)
 - ・ 学校閉庁日を設定します。(令和5年 8月12日～15日)
 - ・ 勤務時間外(夕方18:00～翌朝7:50まで)は留守番電話で対応します。

※ 緊急の連絡が必要な場合は、緊急用の携帯番号に連絡をお願いします。

○ 部活動については、活動方針に沿った活動を行います。

■ ●●●学校 部活動方針

◇ 県教委の取組

■ 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【改訂版】」

■ 働き方改革リーフレット(令和5年度版)

☆ 保護者・地域の方のご理解とご協力をお願いします。

【Web ページの作成例】

柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

⑫ 部活動改革の推進

県教育委員会では、「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年10月）に基づき、公立中学校における学校部活動の地域連携や地域移行に向けた取組を推進し、学校全体の業務軽減や学校教育の質の向上につなげます。

<改革の方向性>

- 県内の全ての市町において、地域の実情に応じた公立中学校等における休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行の取組を実施する。
 - ・ 早期に休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行が可能な市町については、2025(令和7)年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域への移行については、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の進捗状況を踏まえ、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。

※「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」抜粋

[具体的取組]

ア 知事部局等と連携した新たな地域クラブ活動の構築に向けた体制整備

県観光スポーツ文化部及び各市町と連携を図りながら、本県の公立中学校等における部活動の地域連携や地域移行の取組を推進します。

- やまぐち部活動改革推進協議会の開催等による関係機関・団体等との連携体制の構築
- 地域の実情に応じた、中学生にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築
- 中山間地域をはじめ、体制整備が困難な地域における広域による連携の強化

イ 部活動改革に関する取組の趣旨・内容等についての周知・理解の促進

「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の考え方や本県の部活動の地域移行の取組が、教職員や保護者など、関係者に広く行き渡るよう、リーフレットの配付や県教育委員会のホームページへの掲載などにより周知するとともに、各種セミナーや会議等の機会を通じ、理解促進を図ります。

ウ 部活動指導員の配置【再掲】

部活動方針を遵守し、部活動の適正化を進めている学校を対象に、部活動指導員を配置し、部活動指導体制の充実を図るとともに、部活動に係る教員の負担軽減を図ります。

これまでの取組における好事例

- 実施主体の体制整備や指導者の確保が困難な中山間地域において、部活動の地域移行に関する協議の場を設定し、広域での連携体制について検討した。
- 大学と連携した研修会の開催により指導者の資質向上を図った。
- 複数の種目を体験できるレクリエーション的なスポーツイベントを定期開催した。

柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

⑬ コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした、地域のネットワークの強化

本県では全国に先駆けて、令和2年度に全ての公立小・中・高等学校・特別支援学校等がコミュニティ・スクールとなり、学校の課題解決に向けて保護者や地域住民等が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支える取組が行われています。

今後は、コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かして地域のネットワークを強化するとともに、それらを生かした地域学校協働活動の充実を図ることを通して、関係者の学校支援への参画を促し、教員の業務負担軽減につなげていきます。

[具体的取組]

ア 多様な人々による熟議・協働活動の促進

- 学校運営協議会等において「教員の業務改善」等をテーマとした「熟議」を開催するためのノウハウを提供する「熟議サポート事業」を行います。
- 県立学校や市町教育委員会からの要請に応じてCSチーフを派遣し、各学校や市町で行われている「教員の負担軽減」に関する取組等の好事例を提供します。
- 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動（地域未来塾・放課後子ども教室）において、学校での教育課程と連動したプログラムや教育課程内では不足する部分の補習等を行うなど、教員の学習活動をサポートします。

イ 地域のネットワークを支える人材の養成及び活躍の場の創出

- 「地域学校協働活動」において、教員に代わって学校間の連携や地域の支援者との連携調整等を行う「地域協育ネットコーディネーター」を養成する講座を開設します。
- 子育てに関する保護者の相談に応じる等、教員だけでは行き届かない保護者への支援等を行う「家庭教育アドバイザー」を養成する講座を開設します。
- 講座の修了者の情報を市町教育委員会や学校と共有することで、学校からの要請に応じて修了者がスムーズに活躍できるようにします。

これまでの取組における好事例

- 学校運営協議会で「児童生徒に身に付けさせたいこと」について地域と共通理解ができていたことによって、どのような取組においても、事前の打合せに要する時間を短縮できた。
- 家庭教育アドバイザー養成講座修了者に児童の登校の見守りや支援を行ってもらうことで、教員の朝の時間にゆとりが生まれた。
- 生徒の体験活動に必要な物品の準備や専門的な指導の役割を公民館活動団体に担ってもらうことで、教員の負担の軽減につながった。

VII 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用

1 県教育委員会

- 本プランに基づく各種取組を積極的に展開し、県立学校における働き方改革を推進します。
- 県立学校における働き方改革が、広く県内の市町立小・中学校においても取り組まれるよう、市町教育委員会に対して、本プランに基づく取組やその成果を積極的に情報提供するとともに、必要な支援を行います。
- 学校における働き方改革に係る全国や県内の好事例を全県に普及させるとともに、本プランの改善・見直しに反映させ、働き方改革の実効性を高めていきます。
- 取組状況をWebページ等で公表するなど、市町教育委員会や学校・家庭・地域等と現状や課題の共有を図りながら取組を推進するとともに、総合教育会議において取組状況を報告します。

2 市町教育委員会

- 本プランに基づく県教育委員会や他の市町教育委員会の取組等を参考とするとともに、各市町教育委員会においても、学校における働き方改革に関するプランを策定し、管内の各小・中学校における働き方改革に向けた主体的な取組を展開します。
- 取組状況をWebページ等で公表するなど、学校・家庭・地域等と現状や課題の共有を図りながら取組を推進します。

3 学校

- 本プランの趣旨を踏まえ、教育委員会から助言・支援を受けながら、全教職員の共通理解の下、各学校の実情に応じた働き方改革の着実な推進を図ります。
- 「学校・教員が担う業務の役割分担・適正化」等について、学校運営協議会等において協議するなど、保護者・地域等との連携・協働体制の充実を図りながら取組を推進します。
- 学校評価に働き方改革（業務改善）の項目を明確に位置付け、外部からの助言・評価を踏まえ、取組の改善・充実を図ります。
- 取組状況をWebページ等で公表するなど、保護者・地域等と現状や課題の共有を図りながら取組を推進します。

山口県 学校における働き方改革 加速化プラン【第3期】

令和6年（2024年）4月

（令和8年（2026年）4月改訂）

山口県教育委員会
教職員課学校管理班

TEL: 083-933-4555

Mail: a50200@pref.yamaguchi.lg.jp